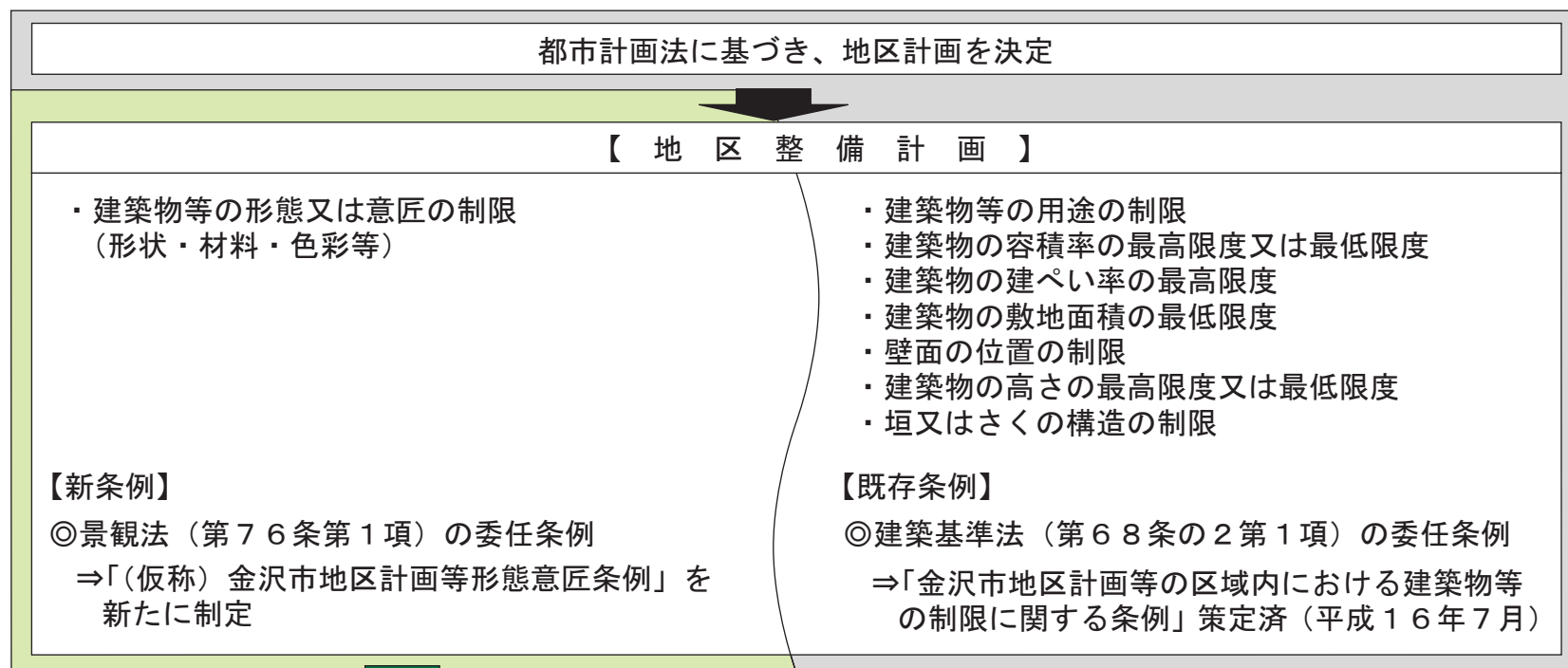


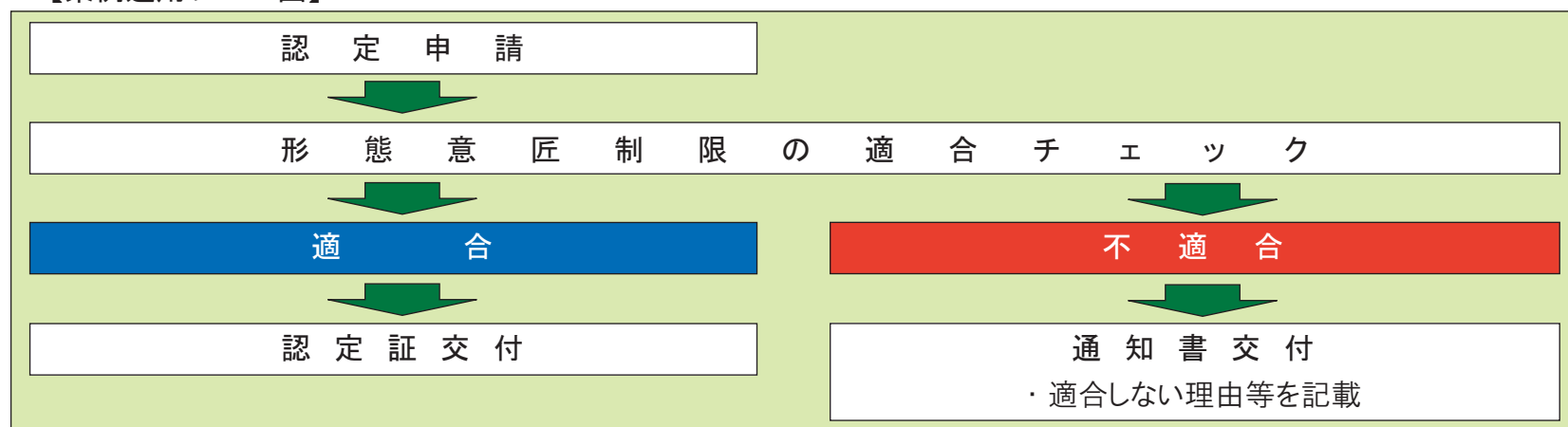
条例制定の目的

- 本市では、高度化・多様化するまちづくりの住民ニーズに応え、良好な市街地環境の創造や保全を図るため、昭和63年から都市計画法に基づく地区計画制度を導入し、現在55の地区で運用している。また、平成16年からは建築基準法に基づく建築条例を定め、地区整備計画の内容を建築確認申請の確認対象事項とし、より厳格に指導助言を行ってきた。しかし、建築物の形態意匠の制限に関しては、形状や材料のみが対象とされ、色彩などの項目は対象外とされており、法に基づく条例による制限ができなかった。
- 平成17年6月に景観法が全面施行され、「形態又は色彩その他意匠の制限」についても、景観法に基づく条例を制定することで、よりきめ細やかな指導助言を行うことが可能となったため、同法第76条に基づき「(仮称)金沢市地区計画等形態意匠条例」を制定するものである。

地区計画と条例の関係



【条例運用フロー図】

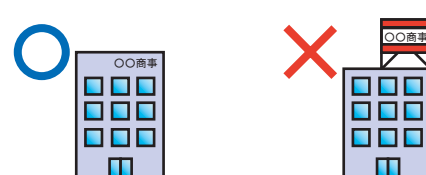


「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」の想定事例

・建築物等の形態又は色彩の制限



・屋外広告物の位置、大きさ、色彩等の制限



条例骨子案

1 条例の目的

法第76条第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 条例の適用区域

地区計画等の区域（地区整備計画等において建築物等の形態意匠の制限が定められている区域に限る。）で、別に定める区域に適用する。

3 建築物等の形態意匠の制限

適用区域内の建築物等の意匠形態は、別に定める地区整備計画において定められた建築物等の形態意匠の制限（以下「制限」という。）に適合するものでなければならない。

4 計画の認定

- (1) 適用区域において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画について市長の認定を受けなければならない。
- (2) 市長は、申請書を受理した日から30日以内に、申請にかかる計画が制限に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは申請者に認定証を交付し、当該制限に適合しないものと認めるとき等は、その旨及び理由等を記載した通知書を申請者に交付する。
- (3) 市長は、必要があると認めるときには、あらかじめ、金沢市景観審議会の意見を聴くことができる。
- (4) 認定証の交付を受けた後でなければ、申請にかかる工事（根切り工事等は除く。）は、することができない。

5 違反建築物等に対する措置

- (1) 市長は、制限に違反した建築物等があるときは、当該建築物等の工事主等の関係者に対し、工事の施工の停止を命じ、又は期限を定めて当該建築物等の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他、違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。
- (2) 市長は、処分をした場合、その旨を告示する。

6 違反建築物等の設計者に対する措置

市長は、処分をした場合には、建築物等の設計者等の氏名、住所等を、監督する国土交通大臣又は県知事に通知する。

7 工事現場における認定の表示等

適用区域内の工事の施工者は、工事主等の氏名又は名称並びに当該工事にかかる計画について、認定があった旨の表示をしなければならない。また、認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えておかななければならない。

8 適用除外

他の法令の規定により、建築物等又はその部分の形態意匠が定められているものや、国宝、重要文化財等に指定されてた建築物等について、適用の除外の規定を設ける。

9 報告及び立入検査

市長は、建築物等の所有者等に対し、工事の計画もしくは施工の状況に関し報告させ、又は市職員に、建築物等の敷地もしくは工事現場に立ち入り、建築物等の工事に関係がある物件を検査させることができる。

10 罰則

法第107条の規定により、罰金に処する旨の規定をもうける。